

栃木市、栃木ガス株式会社及び東京瓦斯株式会社の
カーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定書

栃木市（以下「甲」という。）、栃木ガス株式会社（以下「乙」という。）及び東京瓦斯株式会社（以下「丙」という。）は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおりカーボンニュートラルシティ実現に向けた包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、カーボンニュートラルシティを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) カーボンニュートラルシティ実現に向けた取り組みのトータルコーディネートに関する事項
- (2) エネルギーの地産地消に関する事項
- (3) 低炭素エネルギーの調達や公共施設等への提供に関する事項
- (4) データの活用によるエネルギー設備やその運用等の最適化に関する事項
- (5) 地域の防災機能強化等のレジリエンス強化に関する事項
- (6) 地域の目線で新しい価値や営みを共に創る地域共創に関する事項
- (7) 学校における環境エネルギー教育や食育等を通じた啓発活動に関する事項
- (8) 各種取組における専門的人材の支援強化に関する事項
- (9) 栃木市のカーボンニュートラルシティ実現に係る魅力等の情報発信に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、栃木市民のサービス向上、カーボンニュートラルシティ実現に関する事項

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲、乙及び丙合意の上、別途書面にて定めるものとする。

（協定の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかから書面による解除の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中又は有効期間満了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲、乙及び丙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年7月13日

栃木県栃木市万町9番25号

甲 栃木市
栃木市長 大川秀子



栃木県栃木市城内町二丁目2番23号
乙 栃木ガス株式会社
代表取締役社長 柳川延夫



東京都港区海岸一丁目5番20号
丙 東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 笹山晋

